

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	京橋税務署・中央都税事務所（16）エレベーター設備工事	
工事種別	機械設備	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	中央区新富2-6-1	
工事概要	【新築】 (庁舎) 構 造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階建（地下1階） 建築面積：約1,300m ² 延べ面積：約10,500m ² 用 途：庁舎 工事種目：エレベーター設備	
担当事務所	東京第二営繕事務所	
公告日／期限日 ／開札日	H28.12.5 / H28.12.15 / H29.2.6	
工期末	H31.6.28	
入札契約方式／ 落札方式	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	機械設備
	本店・支店・営業所の所在地	—
	企業の施工実績等	平成13年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事（新設又は更新によるシステム一式（機器・機材等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）の施工実績を有し、本工事におけるエレベーター設備の製作に係る設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まない。

		<p>(ア)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方式 ロープ式（機械室なしを含む。） 2. 用途 乗用又は人荷共用 3. 定員 13人乗以上 4. 速度 60m/min 以上 <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有し、他の構成員は下記（イ）の施工実績を有すること。</p> <p>(イ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方式 ロープ式（機械室なしを含む。） 2. 用途 乗用又は人荷共用 3. 定員 11人乗以上 4. 速度 45m/min 以上 <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定 技術者の 資格、工事 経験等</p>	<p>当該工事の現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での施工期間は平成30年1月10日から平成31年6月28日を予定する。</p> <p>なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>① 主任技術者は、建設業法第7条2号イ、ロで定める者（イについては、建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。）。又は、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。）。</p> <p>監理技術者にあつては、建設業法第15条第2号ロで定める者。又は、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）に合格した者）。</p> <p>② 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事（新設又は更新によるシステム一式（機器・機材等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まない。</p> <p>(ア)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方式 ロープ式（機械室なしを含む。） 2. 用途 乗用又は人荷共用

		<p>3. 定員 11 人乗以上</p> <p>4. 速度 45m/min 以上</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は 1 件のみとする。</p> <p>なお、当該工事経験が平成 8 年 4 月 1 日以降に完成した地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について上記の工事経験を有していること。</p> <p>③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。（詳細は入札説明書による。）</p>
--	--	---